

別表第1（第3条関係）

事業区分	Ⅰ 地域医療勤務環境改善体制整備事業		Ⅱ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業	
				派遣受入事業	派遣事業
補助事業者	医療法(昭和23年法律第205号)に基づく高知県内の病院の開設者であって、知事が適当と認めるもの。				
補助対象事業	(1)対象医療機関に掲げる医療機関のうち地域の実情に基づき地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める医療機関が行う(2)の事業を対象とする。		(1)対象医療機関に掲げる医療機関のうち、病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で、病院としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関として、知事が認める医療機関が行う(2)の事業を対象とする。	(1)対象医療機関に掲げる医療機関のうち、地域の実情に基づき地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める派遣受入医療機関を対象に行う(2)の事業を対象とする。	Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業における派遣受入事業の要件を満たす派遣受入医療機関に医師を派遣する医療機関
	(1)対象医療機関	次のいずれかを満たす医療機関であって「交付要件」を満たすもの。 ①救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件以上 2,000 件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関 ②救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関 ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関 イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関 ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関 ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合 イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関 ④ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 ※ ①及び②の救急医療に係る実績は、当該医療機関が申請年度の前々年度の病床機能報告により都道府県へ報告している4月から3月までの 1 年間における実績とする。	次のいずれかを満たす医療機関であって「交付要件」を満たすもの。 ①地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本19 領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数 100 床あたりの常勤換算医師数が40 人以上」かつ「常勤換算医師数が40 人以上」の医療機関 ※常勤換算医師数は、申請年度の前々年度の病床機能報告により都道府県へ報告している医師数(非常勤医師数を含む) ② 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本19 領域のうち10 以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関	次のいずれかを満たす医療機関であって「交付要件」を満たすもの。 ① 特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院等の地域医療に特別な役割がある医療機関 ② 地域医療の確保に必要な医療機関であって、5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関 ③ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	
	(2)対象事業	医師の労働時間短縮に向けた取組として、交付要件の(3)における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。		派遣受入医療機関の医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師派遣等を推進する事業。なお、この要綱において「派遣」とは、医療機関の管理者の指示により行われるもの、その他の当該医療機関の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたものをいう。ただし同一法人間の医師派遣は対象外とする。	
補助対象経費	「対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。 ※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。			派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費)	派遣医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師1人1月あたりの経常利益相当額に、派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額。 (式) [(入院診療収益＋外来診療収益)－(人件費(医療職)＋材料費＋その他の経費)] ／医師数(常勤＋非常勤)×1／12×(実際の派遣勤務日数／派遣医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数) ※1 医療職の人件費は、決算書に記載の人件費総額を医療職の実人員数で按分して算出 ※2 医師数における非常勤医師数は常勤換算した人数で算出 ※3 その他の経費は、決算書に記載の福利厚生費、旅費交通費、通信費、消耗品費、消耗器具備品費の合計額を医師の実人員数で按分して算出
交付要件	次の(1)～(4)のいずれをも満たすこと。 (1)勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 (2)年の時間外・休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36 協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。 ※「年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が 720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。 (3)医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G－MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。 (4)「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。			次の(1)(2)のいずれをも満たすこと。 (1)対象事業を実施する医療機関は、双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、補助を受けるにあたって事前に医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。 (2)標準事業例通知における標準事業例26 に関する事業において、補助対象経費と同様の補助を受けていないこと。	次の(1)～(3)のいずれをも満たすこと (1)勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。 (2)年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用し、36 協定において、全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超える協定を締結している医療機関であること。 ※「年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が 720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。 (3)医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G－MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
補助率	資産形成に資する経費：1/2 その他経費：10/10				
限度額	当該医療機関が病床機能報告により申請年度の前々年度の都道府県へ報告している最大使用病床数(療養病床除く。(1)対象医療機関③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は申請年度の前々年度の病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。) 1床当たり、133 千円を標準単価とし、当該病床数に乘じて得た額を補助限度とする。補助対象経費に対してそれぞれ補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較して少ない方の額を交付額とする。			受入医師1人あたり年150千円	派遣医師1人あたり1,250千円×派遣月数×(実際の派遣勤務日数／派遣医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数)
備考	「Ⅱ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業」、「Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業」を実施している場合であっても対象とする。但し、診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。		「Ⅰ 地域医療勤務環境改善体制整備事業」、「Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業」を実施している場合であっても対象とする。	「Ⅰ 地域医療勤務環境改善体制整備事業」、「Ⅱ 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業」を実施している場合であっても対象とする。	